

<別 添>

資源エネルギー庁 再生可能エネルギー全量買取意見受付 宛

再生可能エネルギーの全量買取制度に関するオプションについての意見

意見提出者名 (企業・団体の場合は部署名及び担当者名も記入のこと)	社団法人 北海道消費者協会 会長 橋本 智子 担当者名：組織活動部 部長 塩越 康晴
住所	〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館西棟 2階
電話番号	011-221-4217
FAX 番号	011-221-4210
電子メールアドレス	<a href="mailto:do@syouhisya.or.jp">do@syouhisya.or.jp</a>
ヒアリング希望	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> ヒアリングについては、時間の制約や、意見内容等を勘案した上で、経済産業省から御連絡した者について行います。ヒアリングを希望されるすべての個人・団体について必ずしもヒアリングを行うわけではありませんので予め御了承下さい。 なお、ヒアリングは経済産業省の指定した日時に経済産業省内において公開で行います。
意見の公開の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 否 ヒアリングを希望される場合、意見の公開は「可」をご選択ください。
意見提出者名	社団法人 北海道消費者協会 会長 橋本 智子

## 再生可能エネルギーの全量買取制度に関するオプション についての意見 (参考資料 1参照)

意見内容

- A．買取対象とする再生可能エネルギーの種類は、実用化されている再生可能エネルギーとすること。  
更に、買取費用の増大を押さえるためにも、非発電事業用（住宅用太陽光発電、小型風力発電等）とし、事業者用は対象外とすること。
- B．買取の範囲は、住宅用の太陽用発電等とし、余剰買取とすること。
- C．新設・既設の取り扱いについては、公平性を保つためにも新設・既設いずれも対象とすること。
- D．買取価格の設定方法は、再生可能エネルギーシステムのそれぞれのコストを勘案し、公平性を保つためにもエネルギー別に設定すること。
- E．買取期間の設定方法は、減価償却期間を考慮し、システムごとに設定すること。
- F．買取制度における費用負担は、再生可能エネルギー買取制度を国のエネルギー施策として実施するのであれば、発電システムを設置できない低所得者や年金生活者、集合住宅居住者まで一方的に負担を転嫁する制度は不適切である。  
従って、一律に電気料金に転嫁するのではなく、買取対象とする余剰電力の全ての買取費用を国が負担する制度とすること。
- G．再生可能エネルギーシステムの発電量は、発電能力、地域の自然環境等、地域自治体の補助額の違いなどに影響されるため、地域間の公平性を保つためにも各地域ごとに単価を設定する地域間調整が必要である。
- H．特定分野に対する軽減措置は、電力多消費産業優先の措置であり、公平とは云えない。  
企業はコスト計算の上に立ち、再生可能エネルギー発電システムを導入しているのであり、企業のみ擁護の施策は認められない。

( 社団法人 北海道消費者協会 )

--	--